

各 位

東京都港区赤坂9-7-1
株式会社マネースクウェア・ジャパン
代表取締役社長 相葉 斉
(東証第一部 コード番号: 8728)
問合せ先 業務管理部 ゼネラルマネージャー
IR/広報チーム長 西田 大助
電話 03-3470-5050(代表)
<http://www.m2j.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由及び目的

- (1) 当社は、平成26年5月23日付「会社分割による持株会社体制への移行及び商号の変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、平成26年10月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行することを予定しているところ、これに必要な商号の変更及び事業目的の変更を行うため、現行定款第1条(商号)および第2条(目的)に所要の変更を行い、附則の追加を行うものであります。
- (2) 現行定款第5条(公告の方法)に所要の変更を行うものであります。
- (3) 全般的に表記の統一を図るため(「及び」と「および」を後者に統一)所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記(1)～(3)を含む本定款の変更については、持株会社体制移行を目的として平成26年5月23日付で締結される当社とマネースクウェア・ジャパン分割準備株式会社との間の吸収分割契約に基づく会社分割の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社マネースクウェア・ジャパンと称し、英語では<u>MONEY SQUARE JAPAN, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1.～4. (省略)</p> <p>5. 海外における資産運用に関する情報提供<u>及び</u>コンサルティング</p> <p>6. 有価証券の売買、投資、運用、保有<u>及び</u>管理、仲介のコンサルティングもしくはそれら全てに関するコンサルティング業務</p> <p>7. 国内外の投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合、任意組合財産への出資、運用<u>及び</u>管理、仲介のコンサルティングもしくはそれら全てに関するコンサルティング業務</p> <p>8. 金融商品開発<u>及び</u>金融商品開発に係る調査研究</p> <p>9. <u>パソコン及び携帯電話を利用したインターネットによる情報提供サービス</u></p> <p>10. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会<u>及び</u>会計監査人を置く。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は株式会社マネースクウェアHDと称し、英語では<u>MONEY SQUARE HOLDINGS, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること及びこれに附帯または関連する事業を行うことを目的とする。</u></p> <p>1.～4. (現行どおり)</p> <p>5. 海外における資産運用に関する情報提供<u>および</u>コンサルティング</p> <p>6. 有価証券の売買、投資、運用、保有<u>および</u>管理、仲介のコンサルティングもしくはそれら全てに関するコンサルティング業務</p> <p>7. 国内外の投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合、任意組合財産への出資、運用<u>および</u>管理、仲介のコンサルティングもしくはそれら全てに関するコンサルティング業務</p> <p>8. 金融商品開発<u>および</u>金融商品開発に係る調査研究</p> <p>9. (削除)</p> <p>10. (削除)</p> <p>9. <u>金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業</u></p> <p>10. <u>金融商品取引法に基づく投資助言・代理業</u></p> <p>11. <u>前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導</u></p> <p>12. <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>② <u>当社は前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会<u>および</u>会計監査人を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.m2j.co.jp 但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>第6条～第15条 (省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第17条～第23条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条～第28条 (省略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役と及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、社外取締役については10万円以上、社外監査役については10万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い順とする。</p> <p>第30条～第32条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>第6条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第17条～第23条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役とおよび社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、社外取締役については10万円以上、社外監査役については10万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い順とする。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条(商号)、第2条(目的)の規定の変更は、平成26年10月1日をもって効力を生じるものとする。ただし、当会社が平成26年5月23日付でマネースクウェア・ジャパン分割準備株式会社と締結した吸収分割契約書第6条の規定により、会社分割の効力を生じる日(以下「分割効力発生日」という)を変更した場合、上記の変更の効力発生日は変更後の分割効力発生日とする。なお、本附則は、上記の変更の効力発生後、これを削除する。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年10月1日(予定)

以 上